

3歳未満の子を養育している組合員の方へ

育児部分休業や育児短時間勤務中に、給与や諸手当の減額等があると標準報酬月額（掛金）が低くなる場合があります。この場合、その分将来の年金額も低くなりますが、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出することにより、『養育前の標準報酬月額で将来の年金額が算定され、年金額の減少を防止することができる』特例を受けることができます。この特例を受けるためには、必ず、組合員の申し出が必要です。

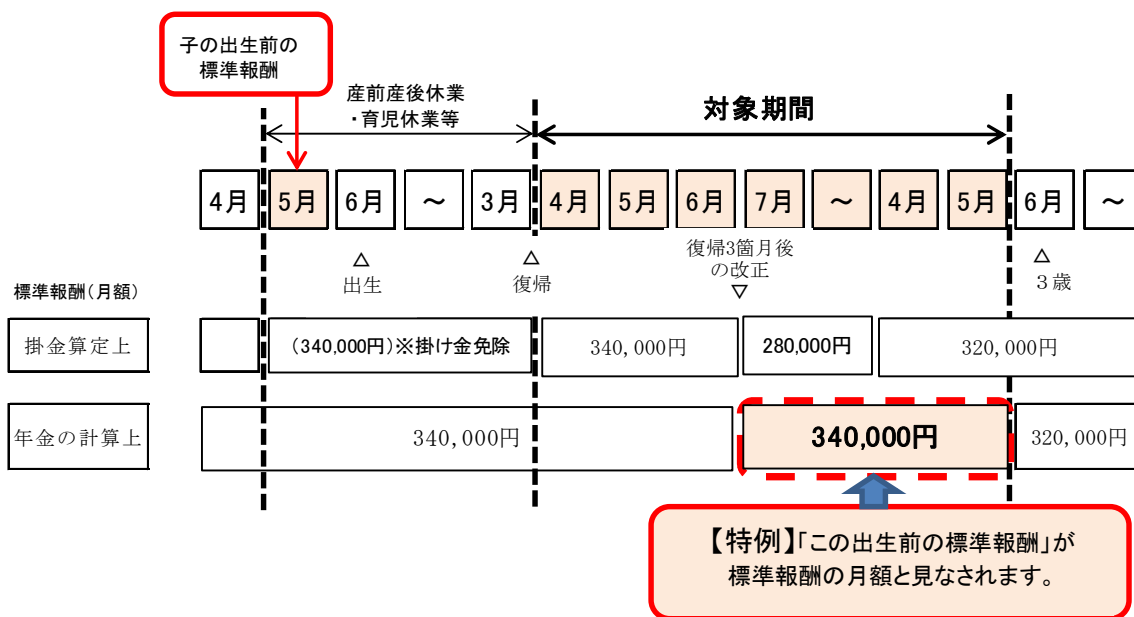
【特例の適用例】

6月10日に子が出生し、翌年の3月31日に育児休業等を終了し、4月1日に職務復帰した場合

○子の出生前の標準報酬(子が出生した日の前月の標準報酬)：340,000円(5月の標準報酬)

○養育を開始した日：4月1日(育児休業等の終了日の翌日が属する月の初日)

○養育を終了した日：6月9日(養育している子が3歳に到達した日)



* 掛金等が免除されている産前産後休業・育児休業中の期間は対象になりません。3歳未満の子の養育中に職務復帰して、標準報酬月額が養育前より下回る月が対象になります。

【申し出の時期】 次のいずれかの時点で提出してください。

- ・子が生まれたとき
- ・子と同居したとき
- ・組合員の資格を取得したとき
- ・産前産後休業又は育児休業が終了したとき

いずれも、産前産後休暇、育児休業で掛金を免除されている間は申し出できません。



【申し出の手続き】 * 申出日は所属で受け付けた日になります。

提出書類 (①~③は必須)	説明
① 3歳未満の子を養育する旨の申出書 (共済様式 106号)	所属長の証明が必要なため、所属の事務担当者経由で提出
② 戸籍謄(抄)本	子の生年月日、子と申出者との身分関係が明らかにできるもの
③ 住民票の写し又は記載事項証明書	養育特例を開始した日に、子と同居していることが確認できるもの
④ その他	必要な場合共済組合から連絡するもの

「3歳未満養育特例」に関する Q&A

Q1	現在育児休業等を取得していますが、申し出はいつ行えばいいですか？
A1	掛金免除の特例の対象となる育児休業等や産前産後休業を取得している間は特例の適用は受けられないため、復職後に申出を行うこととなります。
Q2	申し出するのを忘れていました。これからでも、申し出することはできますか？
A2	申出日より2年間の遡及適用ができます。
Q3	男性も特例の対象になりますか？また、特例の適用を受けるためには子を被扶養者にしていることが必要ですか？
A3	3歳未満の子を養育している場合は、男性も対象となります。 子を被扶養者にしていなくても特例は適用になります。
Q4	単身赴任をされており、子とは別居しています。特例の対象になりますか？
A4	子と別居している場合は「養育している」に該当しないため、特例の対象にはなりません。

【お問い合わせ先】

公立学校共済組合新潟支部

(福利課年金係) 025-283-5101,5103